

定額自動送金取扱規定

1. 株式会社千葉銀行(以下「当行」といいます)は、表記金額を指定の送金日に当行所定の方法で、表記のお引落口座から引落しのうえ、受取人あて送金します。なお、依頼人は、本取扱いについては、当座勘定規定・普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手の振出または通帳および払戻請求書の提出はいたしません。
2. 当行は、定額自動送金手数料(取扱手数料および振込手数料)を、送金のつど、送金額と合算し、上記1. に準じて、表記のお引落口座から引落しのうえ、収納します。
3. 当行は、指定の送金日が当行の休日の場合は、指定の当行営業日に送金します。
4. 当行は、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金します。なお、当該末日が当行の休日の場合は、指定の当行営業日に送金します。
5. 依頼人は、当行所定の処理時刻における表記のお引落口座の残高(支払可能残高)が、送金額および定額自動送金手数料の合計金額に満たないときは、依頼人に通知することなく、その月の送金を取りやめたものとして取扱いされても異議ありません。
6. 当行は、本取扱いによる送金については、領収書等の送付は行わないものとします。
7. 依頼人は、諸手数料の改定があった場合は、改定実施日以降、新手数料を支払うものとします。
8. (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
9. 依頼人は、当行が必要と認めた場合は、この取扱いを解約されても異議ありません。
10. 依頼人は、本取扱いに関して、かりに紛議が生じても、一切当行にご迷惑をかけません。

以上